

船橋市緑化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における緑豊かなまちづくりを推進するにあたり、より身近に緑を感じることができる施策の課題について、市民参加により広く意見を求めるため、船橋市緑化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、本市における緑豊かなまちづくりを推進するため、船橋市緑の基本計画の施策に基づき、市民と行政が連携してできる緑化の施策について意見を述べる等する。

2 特に市民との連携を図るべき施策について、仕組みづくりやルールづくり等を検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 市民活動団体
- (4) 企業
- (5) 自治会代表

(会長及び副会長)

第4条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 委員会の開催は、開催日時、議題及びその他の開催要件について市の了承を得たのち、委員に対してあらかじめ通知し、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。